

平成 27 年度 第 1 回滋賀県原子力安全対策連絡協議会概要

滋賀県防災危機管理局原子力防災室

I 日 時 平成 27 年 6 月 2 日（火）10 時から 12 時 10 分

II 場 所 滋賀県農業教育情報センター 第 3 研修室

III 出席者 別添名簿参照

IV 内 容

1 西川防災危機管理監挨拶

本日は、平成 27 年度第 1 回の原連協を開催しましたところ、県内各市町の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

また、専門会議委員、内閣府、資源エネルギー庁、原子力事業者の皆様におかれましては、遠路御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

さて、県では、原子力安全協定に基づき、情報収集と、県内各市町の皆様との情報共有に努めているところです。

このような中、高浜発電所を始めとして、全国的には川内原発や伊方原発について、新規規制基準の適合性審査等の手続きなど再稼働に向けた動きが進んでおり、本県でも、各市町の皆様と共に、今後の動向について注視していく必要があると考えています。

昨年度は本協議会を 3 回開催しておりまして、高浜 3、4 号機の適合性審査の状況や、高浜地域の防災対策等について御報告を頂き、議論を行いました。

本日は、原子力事業者の皆様から、原子力発電所に係る現況の報告を頂くとともに、「国の原子力政策」、および「地域防災計画充実に向けた取組」について、資源エネルギー庁、内閣府から御説明をいただき、今後の防災対応に向けた情報の共有に努めてまいりたいと思っております。

また、本日は、滋賀県原子力防災専門会議の委員の皆様にもオブザーバーとして御出席いただいておりますので、課題の抽出や、我々の施策推進に向けたアドバイスなどを賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

原発については、稼働、非稼働に関わらず、現に原子力施設が存在する以上、原子力災害の危険性は存在することから、実効性ある多重防護体制の構築を進めなくてはならないという立場でございます。

県としては、今後ともこの「協議会」を着実に運営しながら、関係の皆様との相互理解、そして連携を深め、原子力防災の更なる充実強化と、県民の皆様への安全・安心の確保に向け、努力を続けてまいりたいと考えております。

議題の中では、原子力政策や直近の動向について御説明いただきます。せっかくの機会ですので、御参加の皆様からも積極的に御発言を頂きまして、国の動向も踏まえて、有意義な会となりますようお願いをし、当協議会会長としての開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

2 議事

(1) 国の原子力政策について

資料1に沿って説明（内閣府）

(2) 地域防災計画充実に向けた取組について

資料2に沿って説明（経済産業省資源エネルギー庁）

(3) 原子力発電所に係る現況報告について

資料3-1から3-5に沿って説明（県、原子力事業者）

■国の原子力政策について意見交換

○原子力防災専門委員

御説明ありがとうございました。エネルギー基本計画では、原子力規制員会で厳しい判断がされているので、それをクリアした原発に対しては再稼働を認める、という方針となっています。

IAEAは色んな基準を決めており、規制だけではなく事業者、地方自治体など様々な方の意見を出し合っ、そのもとに合意が得られることが安全文化だとして、非常に重視していると思っています。

基本計画では、規制委員会での規制側にウェイトを重くおいているように見えますが、このような安全文化についてはどのようにお考えでしょうか。

○資源エネルギー庁

エネルギー基本計画でも、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む、としています。加藤官房副長官の会見の中でも、地域防災計画の更なる充実のための支援や、その内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでまいります、と政府としての方針を明らかにしています。このように、規制についてのみ書いてあるように見えますが、地域防災の観点も政府として積極的に関与して進めていくつもりです。

また、今後のエネルギー政策の議論の過程では、地域の皆様とのコミュニケーションをいかに取っていくのかが非常に重要な論点として上げられています。基本計画や官房長官、総理のコメントにも含まれておりますが、地域の方としっかりとコミュニケーションを取っていくというのが政府の基本的な方針でございます。規制、地域とのコミュニケーション、防災、それぞれいろんな要素があるので、それをすべて政府としては進めていますので、御理解を頂きたいと思えます。

○高島市

最終処分の話ですが、エネルギー政策上の重要課題であることと、その議論にめどが立ったことから基本方針を決定してきたとなっておりますが、将来世代に負担を先送りしないと言いつつも、現状では技術は不十分であって、将来の技術の発展に期待をして、将来世代が最良の処分方法を選択する、となっており、技術的には先送りの面があるように見えます。

また、国が前面に立って取り組むということですが、10年間手上げ方式でやってきたけど名乗り出るところもなかった。10年間も最重要課題を置いておいたという見切りが遅いんだと思います。科学的見地から候補地を選定するということですが、原子力に対する不安がある中で、手上げ方式でも名乗り出る自治体はなかった。完璧に地下構造を把握し、適正な場所があると言われたとしても、それを果たしてどのくらいの自治体が受け入れるのかについての見通しが良くわかりません。その地域に持続的な発展に資する総合的な支援措置を講じていくと言われますが、そのようなものが地下に埋まっている地域の発展性をどのように描いているのか、についてもなかなかわかりづらいと思います。最終処分地について、国が前に立って候補地を選んだとして、その先行きの見通しをどのように考えておられるのかについて、もう少し教えていただきたい。

○資源エネルギー庁

厳しいご指摘を甘んじてお受けしなくてはならないと考えています。今まで十分に進んでこなかったのは事実です。

ただ、議論に目途が立ったというのは、政府として方針を転換するという方向感がまとまったということで閣議決定をしたということを行っているので、すべての議論の目途は立っていない、というのはその通りだと思います。

なお、処分に関する技術はすでにありますので、その点については理解を修正いただきたいと思います。今の技術で最終処分をできることは明らかです。ただ、将来、さらに良い技術が出てくる可能性を考えたときに、後戻りできず今の技術ですべてやりきることがよいのか、という議論も踏まえ、可逆性・回収可能性を担保して進めようとしたということですが、

それと、手上げ方式から、国から科学的有望地をお示しするという方針に変えたという基本的考え方は、地層の情報とか最終処分に関する技術の情報などは、国の方がより多く持っているであろう、ないしは、専門的な知見をより集めやすい環境にあるだろうということで、国が情報をきちんと集め、自治体に御提供申し上げる。手上げ方式では、自治体にその情報を集めていただいて、その情報で御判断頂いて手を挙げる方針を決定していただく、というものでしたので、国として担う役割を変えたほうがいいのではないかと、いうものです。

新しい最終処分地の選定プロセスの中身について、現在、全国を説明して回っているところです。このプロセスは、国民の皆様の理解が極めて重要ですので、これまで以上に丁寧に御説明しますし、かつ、同時並行的に科学的有望地の検討を精力的に進めているところです。科学的有望地が全国のどこにあるのかをお示しをしたうえで、更なる議論の深化のため、それぞれの地域の方とコミュニケーションを取りながら進めるのが今の方針です。

○高島市

関連してですが、火山活動や地震が多い中で、今、原発の下にある破砕帯が断層か

どうかすら議論になっています。断層があっても、地下構造についての議論が専門家の中でもある中で、本当に安全な場所が特定できるのか。また、最終処分場の必要性について国民に説明する、とありますが、必要性についてはもうわかっているわけで、安全性の理解が重要だと思います。

○資源エネルギー庁

様々な、今ある最高の技術や知見を使って安全な場所を探すということだと思っています。どこにあるのかについては、探しているところとしか申し上げられません。

必要性については、原子力政策の側面について、より深くコミュニケーションを取っていくことが非常に大事なことだと思っています。必要性のみならず安全性についてもそうですし、実際にエネルギーミックスの議論をやってきた中でも、リスクコミュニケーションをしっかりとやる必要性を専門家からご指摘いただいています。原子力については、コミュニケーションの必要性が高いと思っています。折に触れて積極的に御説明に伺って、御理解を賜れるようなステップを踏んでいきたいと考えていますので、何らかの機会がございましたらお声がけいただきまして、私どもから説明を申し上げたいと思います。

○原子力防災専門委員

先ほどからの表現に非常に気になることがあります。再三、リスクコミュニケーションを通じて御理解を賜るとおっしゃっていますが、これでは結局、国から地方に対する一方向の説明であって、コミュニケーションではありません。先ほどの資源エネルギー庁の御説明も、日本全体のエネルギー政策を見通した時の原子力発電の必要性というものでしたが、その問題と、個別の地域がそのリスクを受け入れるかどうかという議論は全く別の話です。そしてそこにこそ、本当はリスクコミュニケーションが必要なんだと思います。国が前面に立って、という言葉も何度も出ているのですが、国に必要なのは、説明することではなくて、滋賀県なら滋賀県なりに、避難も含め課題や懸念があるわけで、それが最終的にマネジメントなり、対策に国として活かされる方向性を作っていくことだと思います。

○資源エネルギー庁

おっしゃるように、双方向の対話の場を作ることが重要と思っています。どうしても我々は説明するという方向を意識してしまうのですが、我々が直接皆様の声をお聞きするというコミュニケーションが足りていなかったと思いますので、もっともっと取り組んでいきたいと思っています。

■地域防災計画充実に向けた取組について意見交換

○原子力防災専門委員

住民にとって一番大事なことは、安心が担保されているかどうかだと思います。御説明の中で何度も、避難計画については実効性のあるものにしていく、と話されまし

たし、川内原発の事例もお話いただきました。その中で、避難に関してとりわけ支援の度合いが高いと私が想定しているのは、医療ケアが必要な重度な障害のある方です。それは子どもの場合もありますし、成人、高齢者の場合もあると思いますが、実際に、避難先に行くにはどうしたらいいのか、それは車両だけではなく医療、介護のスタッフの問題もあると思います。滋賀の福祉は、「自覚者が責任者」という思いを実践の土台として持っていますが、福島での事例で、人の問題、それから「家族と一緒に」という人の心情への配慮も含め、訓練の中で車やスタッフを動かすことを当該自治体だけではなく、全面的な支援をすることですから、国や事業者としての立場から具体的な実効性のある訓練について、どのくらいお考えかお聞きしたいと思います。

○内閣府

川内の例をご紹介させていただきます。現在検討中の段階ですが、「川内地域の緊急時対応」を踏まえて、社会福祉施設や医療施設、要支援者の方々に避難いただくときに、準備している車両が入れるかどうかの検討をしています。県道や国道などの広い道もあるが、細い道もあります。バスが入れない、福祉車両はぎりぎり入れる、などの確認や、要支援者にどのような車両が必要なのかについて検討を、薩摩川内市、鹿児島県や施設管理者などの御意見を頂きながら進めています。

実際に避難をするときに、介護の人などをどれくらい出してもらえるのかについての検討も続けています。原則、社会福祉施設、医療機関の職員の皆さまに支援をお願いする一方で、九州電力にも協力をお願いしているところです。

車両がどこに行き、その車両に介護者がどういう感じで乗って、避難先にどのように移動するのかについて、細かい内容を詰めているところです。これらは現場で、その都度確認しながら、進めています。

○原子力防災専門委員

滋賀や高浜の 30km 圏内についてはこれからですか。

○内閣府

検討を進めている段階です。今後、地域協議会の中で御提案させていただきたいと思っていますし、滋賀県さんと相談させていただきながら、具体的なところを詰めていきたいと思っています。

○原子力防災専門委員

滋賀県の特殊性として、琵琶湖があります。福島原発と同じような事故が起こった場合、琵琶湖にどのような影響が出るかのシミュレーションはやっているのでしょうか。あるいは飲み水の確保についてはどうですか。群馬県は、原発から 150km 離れていても、そのワカサギはまだ食べられない。琵琶湖は、関西地方で 1100 万人くらいの方が使っている重要な湖です。

○内閣府

飲料水を含む生活物資の確保については、これから細かいところを詰めていく段階です。一方で、飲料水も含め、物資をしっかりと現地に供給する国の体制を整備しておく必要があるだろうと考えており、これについて協議会で検討を進めているところです。その上で、緊急時に対応として、飲料水を物資集積地点に集め、どうきめ細かく配っていくのか、どう広域的に対処するのか、協議会で詰めていきたいと思っています。

○県

我々県なり市町が防災対策を進めていく中で、「誰が」が決まっていないので中身が詰まっていけないことがあります。「誰が運転するのか」「誰が運ぶのか」。バス協会さんも、車両は確保しても誰に運転させるのか？拒否されるとどうするのか？何に基づいて指示をするのか、と言われると我々は困るのですが、どのようにお考えでしょうか。

○内閣府

バスの運転手について、緊急時に積算 1mSv を下回るエリアを対象に、活動していただく前提で、各地域で協力の取り付けをお願いしております。去年の時点ですが、バス会社に協力をお願いするための考え方を示した文書を出しております。実態として、自治体とバス協会が大規模災害を想定した包括的な協定を結ばれている場合が多いと思います。原子力災害の時はどうなるのか、目に見えないからわからない、という話をバス会社から頂くこともあり、そのような場合の対応について御説明に行くことが非常に重要と思います。説明に当たっては、ご要望により滋賀県と一緒に内閣府も行って説明させていただくとともに、私どもとしても、運転手さん向けの研修を準備しているところです。

○高島市

モニタリングポストの件ですが、川内地域の緊急時対応の実施単位とはどのようにお考えですか？

○内閣府

地図を見てお分かりのとおり、実施単位には広いところ、狭いところがあります。避難計画では、3つ、4つ、5つの行政体がまとまって一つの実施単位になっていることがあります。このような状況や観測機の状況、道路などの物理的状況を見て、実施単位を決めています。

○高島市

県にお願いなんですけど、実施単位について、滋賀県では学区ごとというイメージで計画されています。内閣府が言われるように、実施単位ごとに、固定のモニタリング

ポストが設置されることが必要なのであれば、現在滋賀県には、高島と長浜に固定ポストが6つございますけれども、まだ実施単位レベルにはないと思います。必要なのであれば、予算も含め、滋賀県の固定ポスト設置に御配慮願いたいということと、要援護者の避難のシステムについて、市においても避難のときの要援護者対策は難しい問題と思っているので、このシステムは非常に良いことから、滋賀県でもこのような調整機能をお持ちいただいて、市を超える状況についてお願いしたいと思いますが、県としてはいかがでしょうか。

○事務局

今の御意見につきまして、県が現在取りまとめているのは途上であり、今後、国とも協議をさせていただきながら、計画について不断に見直していきます。具体的にはこれからですので、総括的な回答とさせていただきます。

○原子力防災専門委員

原子力防災に関して、内閣府と規制庁の役割分担はどのようにされているのかお教えいただきたいと思います。また、PDCAの話があり、対策には終わりではなく継続的に、というお話がありましたが、特にチェックについて、高浜が再稼働するに当たり、完璧や終わりはないとのことですが、少なくとも現時点において災害対策指針などに照らして十分であるというチェックはどのように行うのでしょうか。これがあって初めて、住民にこのようなチェックをしていると説明できるのではないのでしょうか。

○内閣府

役割分担について、原子力災害対策指針に関する内容は規制庁が担い、内閣府は、地域防災計画の充実化を含め、指針に基づく防災対応の運用を担当するというのが大まかなイメージです。一方で両方にまたがるケースがございます。例えば安定ヨウ素剤についての話ですが、これらは連携しつつやらせていただこうと思っております、地域協議会の中にも規制庁のメンバーにも必要に応じて一緒に入る形で進めていきたいと考えています。

次に、チェックの方法についてでございますが、原子力防災の基本的な考え方は、再稼働するしない以前に、防災については切り離して実効性のあるものを作っていくなくてはならないという考え方で活動しております。従いまして、再稼働が近い、速い、遅い、といういろいろな事情がある中で、我々はそれに関係なく取り組める防災を進めていこうとしております。その中でチェックの部分でございますけれども、チェックをするためには計画を詰めておくことが重要だと思います。この計画が地域の条件、地理的な条件、地理特性、そういったものと原子力対策指針を踏まえてオペレーションが検討されると思いますので、協議会の中でしっかりと議論をしていきたいと思っております。

○原子力防災専門委員

原子力災害というのは、普通の自然災害の防災とは違います。放射性物質が放出され、その汚染の状況によって避難のルートなどが相当変わります。防災計画でルートをどう確保して、という話になるのですが、例えば地震など大規模な災害が起こって、避難先として確保されたところが破壊されている。そういう時に、普通の自然災害でしたら、じゃあ違うところに避難しようと思えるのですが、原子力災害の場合は、緊急モニタリングの結果を見つつ、刻々と変わる汚染の状況や風の流れを見て判断していく、というものすごく難しい対応を迫られます。そのため、計画の中で緊急時の時に対応する人材、特に地域の特殊性を把握し、地域の防災をマネジメントする人たちへの訓練が重要です。原子力防災特有の問題と自然災害の問題、これらを常に勉強するとか、人材の訓練をしていくという体制整備をどこかに書いていただきたいと思います。また、今でも4年前の福島での事故が起こった時の反省点が明らかになっていますので、絶えず新しくわかったことを定期的に訓練するとか、人材も変わっていく場合もありますので、知識やノウハウを継承し、マネジメントする人材のレベルを上げる必要性を国として強調していただければと思いますし、今後の計画に反映していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○内閣府

おっしゃられたことはポイントだと思っていますし、認識を強くしなければならぬと思います。持ち帰りまして、是非検討させていきたいと思っています。

■原子力発電所に係る現況報告について意見交換

○原子力防災専門委員

関電さん、原電さんに対する要望です。再稼働するのに時間がたっていますので、各プラントの品質管理は是非お願いします。

もんじゅについて、今の新規規制基準は軽水炉のものをそのまま持ってきています。それをもし使うのならば、非常に安全性から外れてしまって怖いです。ちゃんともんじゅに合った規制基準をつくらないと、今の基準を守ったらとんでもないことになると思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思っています。

○関西電力

もし再稼働ということになれば、再点検やメーカーさんによる品質管理を行います。

○日本原子力発電

再稼働に向け、夏から秋ころにかけて申請を出す予定をしています。訓練なども含め、品質管理を進めていきます。

○原子力機構

軽水炉のままでは不都合がありますので、規制委員会に御説明しております。それが原子力機構の独りよがりと言われると困りますので、海外や国内の専門家からの御意見も聞いており、それをまとめて規制委員会に提出することを考えています。

○原子力防災専門委員

コメントですが、各事業者の説明は、事業主体がこの場に最もインプットしたい話題を説明したということで、前半の地域の防災の話から外れてしまっています。経産省のワーキングの報告書でも、各事業者からも防災に関してできる限りの関与をしていくとの方針が書かれていますし、各社からも防災を含め総合的にどうしていくのかについて説明があつてしかるべきだと思います。

また、規制庁の判断について、原電は非を唱えています。一方で、資源エネルギー庁の説明の中では、規制庁が審査して通しているのだから安全だ、という話がありました。個別の案件を精査するとそういう異なる主張がでることは理解できますが、規制庁がこう言っているから安全ですとの話もあれば、規制庁の判断は科学的ではないと規制庁の判断を否定する発言が、国や事業主体という専門家サイドから出てくる。聞き手の住民からするとこれでは、結局規制庁というのは信頼できるのかどうなのか、という混乱を招きかねません。その意味で、その全体像をどう伝えていくかも考える必要があります、これについては国の方でどうするか、今後の検討事項となると思いますので、よろしくをお願いします。

○資源エネルギー庁

トータルな情報の出し方について、しっかりと考えたいと思います。基本的には、エネルギー政策部局としては、規制そのものについての知見とレベルについては専門家の意見を尊重するというスタンスです。ただ、もちろん、専門家の中で専門家としての議論はあると思いますが、その出し方と受け取られ方を想定した上で、対応が必要とのご指摘と受け止めました。

○内閣府

事業者が住民防護対策についてどのようなことができるのかについて、検討してまいりたいと思います。

○関西電力

避難について、我々は車両の提供など具体的な話は、ワーキングでさせていただいています。今日の説明については、滋賀県から最近の状況をということで準備をしましたので、もし時間を頂けるのならば、次回にでも御説明させていただきたいと思います。

○日本原子力発電

防災の観点は非常に重要で、住民の皆様にとっても重要な点だと思いますので、次の資料にはその点も踏まえて作成したいと思います。

○原子力機構

ナトリウムを冷却材に使う高速炉とはどのようなものですか？などの疑問点については丁寧に御説明させていただき、その上で防災対策についても考えていきたいと思っております。先ほども両方向のコミュニケーションがないといけないというご意見がありましたし、何が住民の方が良くわからないと思っておられるのかを把握し、御説明しなくてはならないと思っておりますので、そのような機会があれば、お願いします。

○県

今日は、資源エネルギー庁、内閣府、そして原子力事業者の皆様から御説明を頂きました。

県としましては、万が一、災害が発生した場合にはその影響を受ける可能性があると考えています。先ほども申しましたけれども“実効ある多重防護体制の確立”が必要と考えておりました、その実効ある多重防護体制とは、「オンサイトのみならずオフサイトも」、「ハード対策プラスソフト対策」、それから「立地県だけでなく、我々周辺自治体も連携協力していく」、「協定については任意ではなくきちっとしたルール化をしていただきたい」という点が満足されていることが必要だと思っておりますので、現在は道半ばという考え方をしています。

今日、説明がありましたように、国におかれましては、原発の再稼働に当たりましては、今後も、関係自治体へ様々な情報の御提供を頂くとともに、こういう場で発言があった主旨をお汲み取り頂き、緊密な情報共有に向けて取り組まれるようよろしく願いしまして、終了とさせていただきたいと思っております。

○事務局

それでは、長時間にわたる御議論お疲れ様でございました。皆様からの御説明、そしてアドバイザーの皆様からの御意見ありがとうございました。話の中にありましたように、リスクの可能性があるので、少しでもその懸念や課題の解決につながるよう、今後もこのような議論を続けながら進めていきたいと考えています。それでは、これで本日の協議会を終了させていただきます。